

予防医療ビジネスの推進（検体測定室における採決行為での医行為の明確化）

平成28年3月7日 厚生労働省通知医政総発0307第1号

平成27年8月5日 厚生労働省事務連絡

規制改革の内容

特例措置前

- 医療機関の開設許可において、同一建物の中で複数階にまたがる場合等、それらを1つの医療機関としてみなすかどうかの取扱いが、都道府県によって異なっている。
- 検体測定室では、一連の採血行為は利用者自身が行わなければならない。

特例措置

- 複数の構造設備に分かれている場合の扱いを明確化
- 検体測定室における一連の採血行為について、医行為に該当せず看護師等が介助できる部分を明確化

効果

- 予防医療ビジネスの推進

規制改革の概要

医療機関の開設許可



複数の構造設備に分かれている場合の取扱いが不明確

検体測定室



看護師等が介助できる部分が不明確

医療機関としての一体性があると認められるための要件は、医療機関が複合ビル等の複数の階に入居する場合に適用され得ることを明確化

検体測定室で看護師等の介助ができる部分を明確化

